

令和6年能登半島地震に伴う
住宅の緊急の修理制度について（災害救助法）

令和6年能登半島地震により屋根等に被害を住家には、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をつける場合、その費用について補助が受けられます。

- ・雨漏り又は雨漏りの恐れがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の進入の防御

〈必ずお読みください〉

制度利用にあたっては、被災箇所・修理が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。

また、この制度については修理費用を市が業者に直接支払う制度となっています。

○対象

屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、雨漏りの可能性がある「準半壊以上（相当）」と判断された住家の方

※「準半壊以上（相当）」の判断は被害を受けた方が持参した写真で判断します。必ず写真を撮影し、持参ください。

※り災証明は不要です。

※住家が対象となります。空き家や物置、倉庫、駐車場等は対象となりません。

○期限

受付期限：令和6年4月15日（月）

完了期限：令和6年4月30日（火）

○支援内容

（限度額）1世帯あたり5万円以内 ※七尾市から修理施工者に直接支払い

（対象費）雨漏りに緊急対応するためのブルーシート設置などにかかる費用

○申込みの手続き

緊急の修理申込書に必要な書類を添付し、七尾市都市建築課までご提出ください。

※七尾市のホームページから様式をダウンロードできます。また、市役所窓口でも配布しております。

〈申し込み・問い合わせ〉

パトリア4階 総合支援窓口

電話 0767-53-8429（建設部都市建築課）